

東海市選挙管理委員会告示第1号

令和8年3月29日執行の東海市議会議員一般選挙について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定に基づき、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり告示する。

令和8年1月19日

東海市選挙管理委員会委員長 稗田 とし恵

選挙長

東海市荒尾町東屋敷55番地の2

稗田 とし恵

選挙長の職務を代理すべき者

東海市大田町後田1098番地

森岡 厚